

地元の皆様へ

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり変更の届出(令和7年8月4日)をしましたので、同法施行規則第11条第2項によりその要旨を掲示します。

記

- 1

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ミスターマックス別府店

所 在 地：大分県別府市大字鶴見字中河原438番1
- 2

建物設置者

名 称：株式会社ミスターマックス・ホールディングス

代表取締役：平野 能章

所 在 地：福岡市東区松田1丁目5番7号
- 3

変更しようとする事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前：午前9時00分～午後9時00分

変更後：午前9時00分～午後10時00分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前：午前8時30分～午後9時30分

変更後：午前8時30分～午後10時30分

- 4

変更年月日：令和7年8月27日

- 5

縦覧日、縦覧場所及び意見受付期間

縦覧期間：令和7年8月8日から令和7年12月8日(4ヶ月間)

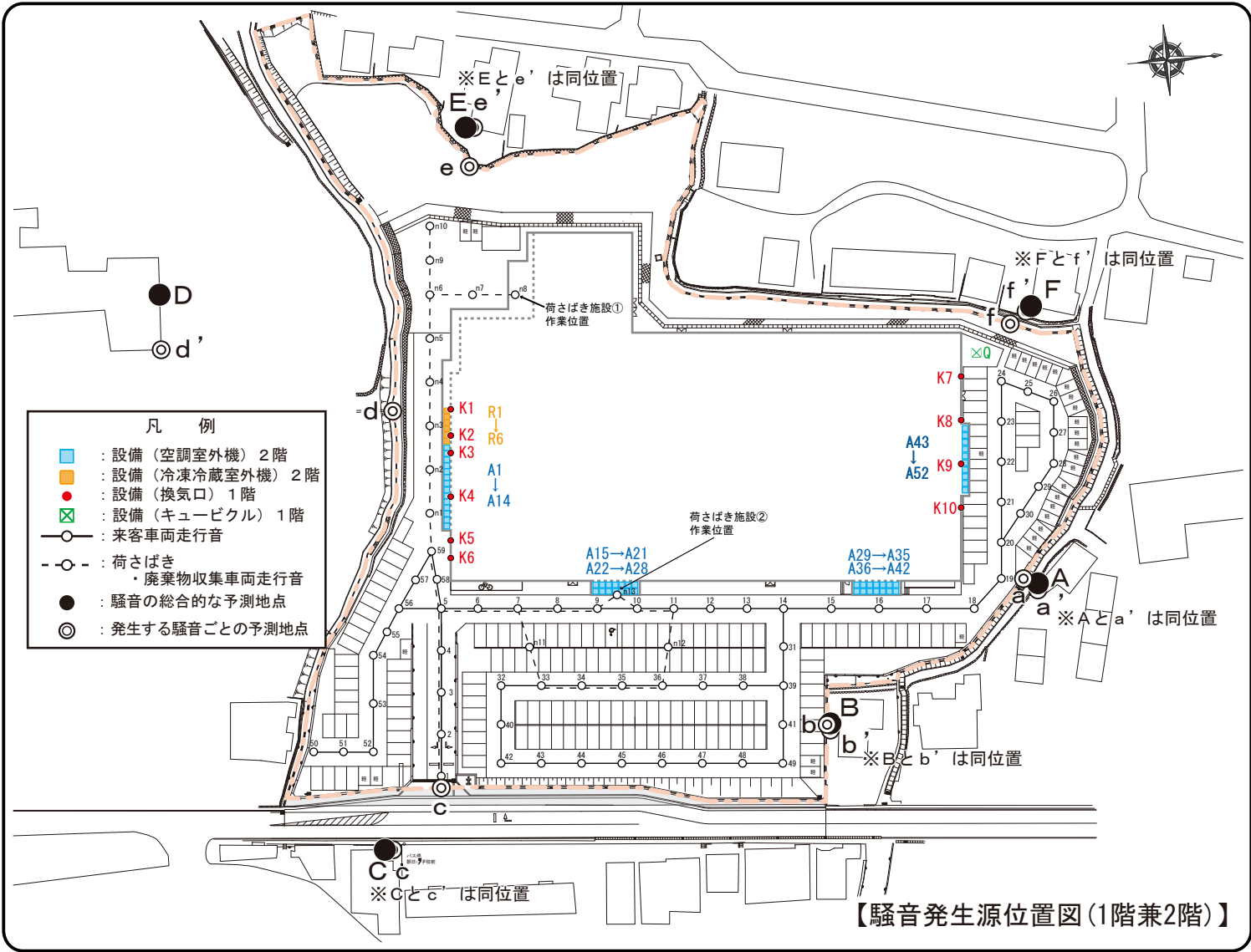
縦覧場所：大分県商工観光労働部商業・サービス産業振興課

大分県東部振興局

◆騒音の総合的な予測結果

単位：dB				
予測地点	昼間の値	昼間の環境基準	夜間の値	夜間の環境基準
地点A	52	55	37	45
地点B	51		37	
地点C	49		35	
地点D	46		32	
地点E	48		32	
地点F	48		34	

予測した結果、昼間・夜間の等価騒音レベルは全ての予測地点で環境基準値以下となる。



◆夜間（22～6時）に発生する騒音ごとの予測結果

単位：dB

予測地点	夜間の騒音レベル最大値			夜間の規制値
	定常騒音	変動騒音	衝撃騒音	
地点a	20.0 (設備番号 R1)	60.6 (来客車両走行音 19)	53.0 (後部ドア開閉音 n13)	45
地点b	21.7 (設備番号 R1)	54.6 (来客車両走行音 41)	57.3 (後部ドア開閉音 n13)	
地点c	24.0 (設備番号 R1)	77.4 (荷さばき車両走行音 1)	56.8 (後部ドア開閉音 n13)	
地点d	39.9 (設備番号 R1)	52.8 (荷さばき車両走行音 5)	32.1 (後部ドア開閉音 n13)	
地点e	27.7 (設備番号 R1)	46.0 (荷さばき車両走行音 5)	27.5 (後部ドア開閉音 n13)	
地点f	30.1 (設備番号 Q)	52.3 (来客車両走行音 24)	28.2 (後部ドア開閉音 n13)	

単位：dB

予測地点	夜間の騒音レベル最大値			夜間の規制値
	定常騒音	変動騒音	衝撃騒音	
地点a'	19.8 (設備番号 R1)	56.3 (来客車両走行音 19)	52.7 (後部ドア開閉音 n13)	45
地点b'	21.6 (設備番号 R1)	54.3 (荷さばき車両走行音 36)	57.2 (後部ドア開閉音 n13)	
地点c'	22.6 (設備番号 R1)	59.8 (荷さばき車両走行音 1)	54.5 (後部ドア開閉音 n13)	
地点d'	26.2 (設備番号 R1)	47.3 (荷さばき車両走行音 5)	20.0 (後部ドア開閉音 n13)	
地点e'	26.4 (設備番号 R1)	45.3 (荷さばき車両走行音 5)	18.8 (後部ドア開閉音 n13)	
地点f'	25.9 (設備番号 Q)	49.4 (来客車両走行音 24)	18.6 (後部ドア開閉音 n13)	

予測した結果、地点a・b・c・d・e・fにおいて、変動騒音及び衝撃騒音は規制値を上回る。次に直近の住居位置（地点a'・b'・c'・d'・e'・f'）で予測した結果、表に示すとおり、変動騒音及び衝撃騒音は規制値を上回っている。ただし、発生する時間評価量は、騒音規制法における騒音評価量90%レンジ上端値でみると、夜間帯（22：00～6：00）の5%（24分）以内であるため、規制基準を満たすと考える。

お問い合わせ先
21世紀商業開発株式会社
TEL：06-6252-5910 担当者：林田・新井
（問合せ時間帯：土日祝を除く10:00～17:00）